令和4年の犯罪情勢

犯罪の概況

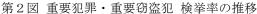
第1 刑法犯

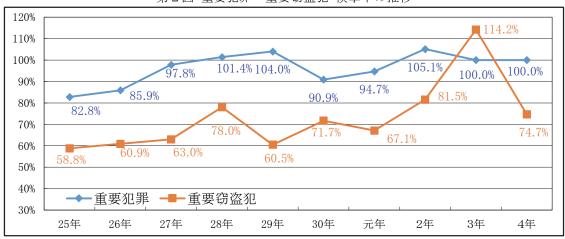
1 重要犯罪•重要窃盗犯

県民がより強く不安を感じる犯罪として掲げる重要犯罪(殺人、強盗、放火、強制性交等の凶悪犯に略取誘拐・人身売買、強制わいせつを加えたものをいう。以下同じ。)及び重要窃盗犯(侵入盗に自動車盗、ひったくり、すりを加えたものをいう。以下同じ。)の令和4年中における状況は次のとおりである。



第1図 重要犯罪・重要窃盗犯 認知件数の推移





過去10年間における認知件数の推移をみると、第1図のとおり、重要犯罪は平成25年以降減少傾向であったが、令和元年、2年と増加したが、令和3年以降減少傾向にある。重要窃盗犯については、平成25年以降減少傾向にあったが、令和4年は再び増加となった。

また、検挙率の推移は第2図のとおり、重要犯罪は平成27年以降は高水準を維持しており、重要窃盗犯についても増減はあるものの平成26年以降は、高い水準で推移している。

(1) 重要犯罪

令和4年中の重要犯罪の状況をみると、第1表及び第2表のとおり、認知件数は52件、検挙件数は52件、検 挙人員は49人で、前年に比べ、認知件数は16件(23.5%)、検挙件数は16件(23.5%)、検挙人員は12人 (19.7%)それぞれ減少している。また、検挙率は100.0%で前年と同率であった。

第1表 重要犯罪 認知件数 対前年比較

	罪	種	別		令	和	4	年	令	和	3	年		増	減	·
	∌F	但	נינג		ין	4.h	4	+	ין	1.⊓	J	+	件	数	%	
	総		数					52				68		△ 16	\triangle	23.5
殺				人				5				6		$\triangle 1$	\triangle	16.7
強				盗				5				3		2		66.7
放				火				7				10		\triangle 3	\triangle	30.0
強	制	性	交	等				9				16		\triangle 7	\triangle	43.8
略	取誘拐	易・ /	人身引	き買				3				4		△ 1	Δ	25.0
強	制力	b V) せ	つ				23				29		△ 6	Δ	20.7

第2表 重要犯罪 検挙状況 対前年比較

_						N1 7		巨久、		ナツハレロ	ו נינוני	70/	~		
						検	. <u> </u>	挙	件	数		検	挙	人	員
	罪	種	別		令	和	令	和	増	減	令	和	令 和	増	減
					4	年	3	年	件 数	%	4	年	3 年	人数	%
	総		数			52		68	△ 16	△ 23.5		49	61	△ 12	△ 19.7
殺				人		4		6	\triangle 2	△ 33.3		4	5	△ 1	△ 20.0
強				盗		5		3	4	66.7		7	4	3	75.0
放				火		7		10	\triangle 3	30.0 △ 30.0		5	6	△ 1	△ 16.7
強	制	性	交	等		9		17	\triangle 8	△ 47.1		12	13	△ 1	△ 7.7
略]	取誘打	另・ /	人身员	三買		2		4	△ 2	△ 50.0			6	△ 6	△ 100.0
強	制:	わ V) せ	ر ا		25		28	Δ:	3 △ 10.7		21	27	△ 6	△ 22.2

認知件数を罪種別に前年と比較すると、殺人が 1件 (16.7%)、放火が 3件 (30.0%)、強制性交等が 7件 (43.8%)、略取誘拐・人身売買が 1件 (25.0%)及び強制わいせつが 6件 (20.7%)それぞれ減少し、強盗が 2件 (66.7%)増加した。

検挙件数は、強制性交等が大幅に減少し、検挙人員は、強盗が増加した。

【検挙事例】

さぬき市内における外国人技能実習生被害の殺人未遂事件(さぬき署) 観音寺市村黒町におけるコンビニエンスストア被害の強盗事件(観音寺署) 丸亀市内における強制性交等事件(丸亀署)

(2) 重要窃盗犯

令和4年中の重要窃盗犯の状況をみると、第3表及び第4表のとおり、認知件数は 253件、検挙件数は 189件、検挙人員は 51人で、前年に比べ認知件数は 56件(28.4%)及び検挙人員は 4人(8.5%)それぞれ増加し、検挙件数は 36件(16.0%)減少した。検挙率は 74.7%で前年に比べ 39.5ポイント下降している。

減 増 手 令 和 4 年 令和3年 П 別 件 数 % 56 総 数 253 197 28.4 侵 入 239 183 56 30.6 盗 住 宅 象 89 69 20 29.0 対 住宅対象以外 150 114 36 31.6 7 自 9 2 28.6 盗 2 2 S った < す n 3 7 \triangle 4 \triangle 57.1

第3表 重要窃盗犯 認知件数 对前年比較

第4表 重要窃盗犯 検挙状况 対前年比較

					検	挙	件	数	検	挙	人	員
	手	П	別		令 和	平 成	増	減	令 和	平 成	増	減
					4 年	3 年	件 数	%	4 年	3 年	人数	%
	総		数		189	225	△ 36	△ 16.0	51	47	4	8.5
侵		入		盗	177	207	△ 30	△ 14.5	43	42	1	2.4
	住	宅	対	象	51	65	△ 14	△ 21.5	15	13	2	15.4
	住	包 対	象以	外	126	142	△ 16	△ 11.3	28	29	$\triangle 1$	△ 3.4
自	動	J	車	盗	8	7	1	14.3	5	4	1	25.0
ひ	つ	た	<	り	1		1		1		1	
す				り	3	11	△ 8	△ 72.7	2	1	1	100.0

認知件数を罪種別に前年と比較すると、住宅対象の侵入盗が 20件 (29.0%) 、住宅対象以外の侵入盗が 36件 (31.6%) 、自動車盗が 2件 (28.6%) 及びひったくりが 2件 (100.0%) それぞれ増加し、すりが 4件 (57.1%) 減少した。

検挙件数は、自動車盗及びひったくりが増加した。検挙人員は、住宅対象の侵入盗、ひったくり及びすりが増加した。

【検挙事例】

窃盗常習者等による住宅を対象とした連続侵入窃盗事件(さぬき署) 高松市以西における出店、事務所対象の連続侵入窃盗事件(坂出署) 窃盗常習者による出店対象の連続侵入窃盗事件(高松北署)

なお、重要犯罪及び重要窃盗犯の各罪種・手口別の推移については、以下の包括罪種別の項を参照されたい。

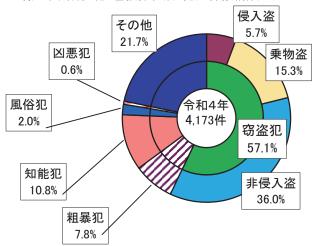
2 全刑法犯

令和4年中の全刑法犯の状況をみると、認知件数は 4,173件、検挙件数は 2,271件、検挙人員は 1,435人で、前年に比べ、認知件数は 372件(9.8%)増加し、検挙件数は 119件(5.0%)及び検挙人員は 84人(5.5%)それぞれ減少している。また、検挙率は 54.4%で前年に比べ8.5ポイント下降している。

(1) 発生(認知)状況

令和4年中に発生を認知した刑法犯の件数は 4,173件であった。これを包括罪種別にみると、第3図及び第5表のとおりで、窃盗犯が 2,381件で全体の 57.1%を占めて最も多く、次いで知能犯 449件(10.8%)、粗暴犯 326件(7.8%)、風俗犯 84件(2.0%)、凶悪犯 26件(0.6%)の順となっている。

包括罪種別に前年と比較すると、知能犯は 146件(48.2%)、風俗犯は 20件(31.3%)及び窃盗犯は 114件(5.0%)それぞれ増加し、粗暴犯は 45件(12.1%)、凶悪犯は 9件(25.7%)それぞれ減少している。



第3図 刑法犯 包括罪種別 認知件数構成比

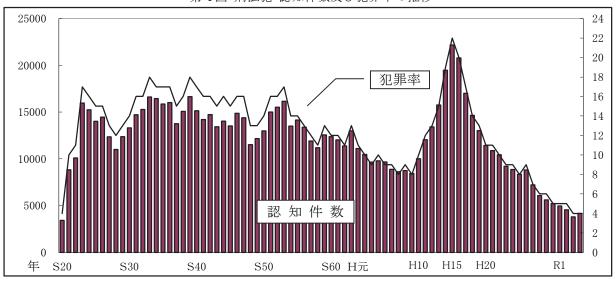
上記に掲げる包括罪種以外の「その他の刑法犯」については、認知件数 907件で、全体の 21.7%を占めており、前年に比べ 146件(19.2%)増加している。

	罪	種	別		令	和	4	年	令	和	3	年			増		,	減	
	9F	7133.)3.1		13	7 H	<u> </u>	1	13	7 H		_	1	牛	数			%	
	総		数				4,	173			3,8	301			3	372			9.8
凶		悪		犯				26				35			Δ	7 9			△ 25.7
粗		暴		犯				326			3	371			\triangle	45			△ 12.1
窃		盗		犯			2,	381			2,2	267			1	14			5.0
	侵	Ī	\	盗				239			1	183				56			30.6
	乗	り	物	盗				640			6	358			\triangle	18			\triangle 2.7
	非	侵	入	盗			1,	502			1,4	126				76			5.3
知		能		犯				449			3	303			1	46			48.2
風		俗		犯				84				64				20			31.3
そ	の他	0)	刑 法	犯				907			7	761			1	46			19.2

第5表 刑法犯 認知件数 対前年比較

刑法犯の認知件数及び人口千人当たりの犯罪率の推移は、第4図のとおりである。

第4図 刑法犯 認知件数及び犯罪率の推移



認知件数は、昭和21年以降急激に増加し、昭和23年には1万5,953件に達したが、以後、社会秩序の安定と経済状態の回復に伴い、増減を繰り返しながら徐々に減少し、昭和28年には1万1,001件と大幅な減少を示した。しかし、その後は再び増加傾向に転じ、昭和33年には人口の都市化現象に伴う犯罪監視機能の低下や少年非行の増加により1万6,000件を突破し、昭和37年に若干の減少をみせたものの、昭和39年には1万6,641件に達した。

その後、多少の起伏はあるものの減少の傾向にあり、平成3年には1万件を割り、平成9年には戦後で最も少ない認知件数となった。ところが、それを底に、平成10年には8年ぶりに1万件を突破するなど再び増加に転じ、年々大幅に増加して、平成15年には昭和39年を上回り、戦後最多を記録した。しかし、平成16年以降は年々減少の傾向にあり、令和3年は戦後最少を記録したが、令和4年は再び増加した。

また、犯罪率(人口千人当たりの認知件数)をみると、昭和25年から低下の傾向にあったものが、30年代に入って上昇に転じ、昭和39年には18.1と戦後の最高を記録した。これをピークとしてその後は多少の起伏はあるものの徐々に低下し、平成9年には8.2と戦後の最低を記録したが、認知件数の増加に伴い、平成10年以降年々上昇し、平成15年には前年より2.6ポイント上昇して21.5となり、戦後最高を更新した。しかし、平成16年以降は認知件数の減少に伴い、犯罪率も低下傾向にある。

(2) 罪種別にみた発生(認知)状況

刑法犯の包括罪種別発生(認知)状況は、次のとおりである。

ア凶悪犯

重要犯罪の中心である凶悪犯の令和4年中の認知件数は第6表のとおり26件で、前年に比べ9件(25.7%)減少した。

罪種別では、強盗が 2件(66.7%)増加し、殺人が 1件(16.7%)、放火が 3件(30.0%)及び強制性交等が 7件(43.8%)それぞれ減少した。

_																	
	罪	種	別		令	和	4	年	令	和	3	年	件	增 数		減 %	
	総		数					26				35		△ 9)		25.7
殺				人				5				6		\triangle 1		\triangle	16.7
強				盗				5				3		2	,		66.7
放				火				7				10		△ 3	3	\triangle	30.0
強	制	性	交	等				9				16		\triangle 7	•	\triangle	43.8

第6表 凶悪犯 認知件数 対前年比較

過去10年間の罪種別の認知件数の推移は、第5図のとおりである。

180 160 140 120 100 80 60 40 (指数表:平成25年=100) 20 強制性交等 **-**放火 殺人 ━ 強盗 0 25年 26年 27年 28年 29年 30年 元年 2年 3年 4年

第5図 凶悪犯 罪種別 認知件数の推移

【検挙事例】

小豆郡小豆島町における実子被害の殺人未遂事件(小豆署)

東かがわ市内における強盗致傷事件(東かがわ署)

坂出市青海町における現住建造物等放火事件(坂出署)

イ粗暴犯

令和4年中の粗暴犯の認知件数は第7表のとおり326件で、前年に比べ45件(12.1%)減少した。

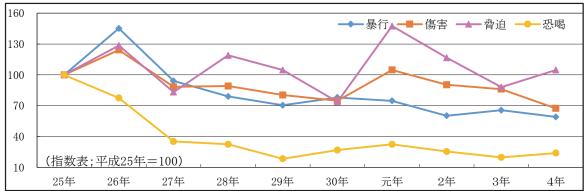
罪種別では、脅迫が 7件(18.9%)、恐喝が 3件(21.4%) それぞれ増加し、暴行が 12件(9.8%)、傷害が 43件 (21.7%) それぞれ減少した。

過去10年間の罪種別認知件数の推移は第6図のとおりである。

増 減 罪 種 別 令 和 4 年 令 和 3 年 件 数 % 総 数 326 371 \triangle 45 \triangle 12.1 [X] 器 準 備 集 合 暴 行 110 122 \triangle 9.8 \triangle 12 傷 害 155 198 \triangle 43 \triangle 21.7 脅 迫 7 44 37 18.9 恐 喝 17 3 21.4 14

第7表 粗暴犯 認知件数 对前年比較

第6図 粗暴犯 罪種別 認知件数の推移



【検挙事例】

高松市東植田町における傷害事件(高松東署)

三豊市内における男児被害の傷害事件(三豊署)

高松市内における恐喝事件(高松東署)

ウ窃盗犯

令和4年中の窃盗犯の認知件数は第8表のとおり 2,381件で、前年に比べ 114件(5.0%)増加し、刑法犯全体 に占める構成比は 57.1%(前年は 59.6%)である。

手口を侵入盗、乗り物盗、非侵入盗に分けてみると、以下のとおりである。

増 減 手 別 令和4年 令和3年 П 件 数 % 5.0 総 2,381 2,267 114 侵 入 盗 56 30.6 239 183 巣 2.3 空 き 45 44 1 4 忍 込 34 20 14 70.0 100.0 居 空 き 10 5 5 事務所荒し 23 15 8 53.3 21 22 出 店 \triangle 1 $\triangle 4.5$ 倉 荒 L 31 22 9 40.9 庫 そ 他 \mathcal{O} 75 55 20 36.4 乗 物 盗 640 658 $\triangle 2.7$ \triangle 18 盗 9 7 2 自 動 車 28.6 オートバイ 盗 25 38 \triangle 34.2 $\triangle 13$ 盗 \triangle 7 転 車 606 613 $\triangle 1.1$ 盗 5.3 1,502 1,426 76 侵 入 置 き 30.8 引 17 13 4 車上ねらい 153 95 58 61.1 部品ねらい 32 64 \triangle 32 \triangle 50.0 色情ねらい 98 \triangle 34.7 64 $\triangle 34$ 万 引 き 613 638 \triangle 25 $\triangle 3.9$ 職場ねら 78 22 39.3 い 56 28 さい銭ねらい 39 11 39.3 \mathcal{O} 他 506 434 72 16.6

第8表 窃盗犯 認知件数 对前年比較

(ア) 侵入盗

重要窃盗犯の中心である侵入盗の認知件数は239件で、前年に比べ56件(30.6%)増加した。

a 住宅対象(空き巣、忍込み、居空きの3手口をいう。)

住宅対象の手口の認知件数は89件で、前年に比べ20件(29.0%)増加している。手口別では、空き巣が1件(2.3%)、忍込みが14件(70.0%)、居空きは5件(100.0%)それぞれ増加した。

b 住宅対象以外

住宅対象以外の手口の認知件数は 150件で、前年に比べ 36件(31.6%) 増加した。手口別では、金庫破りが 4件(400.0%)、旅館荒し 1件(前年計上なし)、事務所荒し 8件(53.3%)、工場荒し 6件(300.0%)、更衣室荒し 3件(100.0%)及び倉庫荒しが 9件(40.9%) 増加し、病院荒しが前年同数、ATM破りが 1件(100.0%)及び出店荒しが 1件(4.5%)減少した。

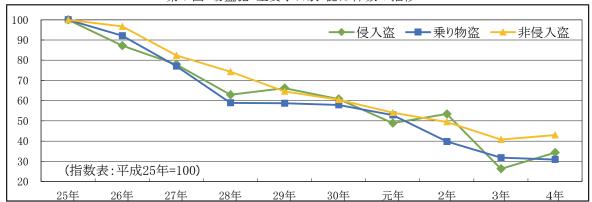
(イ)乗り物盗(「乗り物盗その他」の手口を除く。)

乗り物盗の認知件数は 640件で、前年に比べ 18件(2.7%)減少した。手口別では、自動車盗は 2件(28.6%)増加し、オートバイ盗は 13件(34.2%)及び自転車盗が 7件(1.1%)減少した。

(ウ) 非侵入盗

非侵入盗の認知件数は 1,502件で、前年に比べ 76件(5.3%) 増加した。主な手口別では、車上ねらいが 58件(61.1%)、職場ねらいが 22件(39.3%)、さい銭ねらいが 11件(39.3%) 及び置引きが 4件(30.8%) それぞれ増加し、色情ねらいが 34件(34.7%)、部品ねらいが 32件(50.0%) 及び万引きが 25件(3.9%) それぞれ減少した。その他の手口では、職権盗が 2件(200.0%)、訪問盗が 2件(40.0%)、脱衣場ねらいが 5件(250.0%) 及び工事場ねらいが 14件(66.7%) それぞれ増加し、買い物盗が 3件(100.0%)、払出盗が 3件(13.0%)、室内ねらいが 1件(33.3%) 及び自動販売機ねらいが 5件(71.4%) それぞれ減少した。

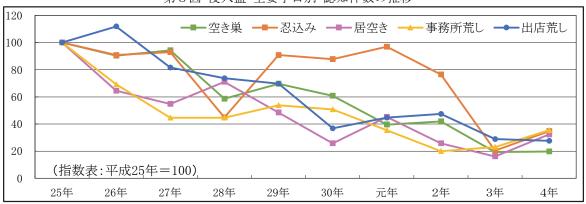
過去10年間における主要手口別認知件数の推移は、第7図のとおりである。



第7図 窃盗犯 主要手口別 認知件数の推移

侵入盗は平成25年以降、増減はあるものの減少傾向で、令和4年は前年より増加した。乗り物盗及び非侵入 盗についてはいずれも、平成25年以降減少傾向にある。

過去10年間における侵入盗の主な手口別の推移は、第8図のとおりである。



第8図 侵入盗 主要手口別 認知件数の推移

令和4年の傾向として、住宅対象である空き巣、忍込み及び居空きのすべてで増加した。

一方、住宅対象以外のうち、事務所荒しについては令和3年から増加傾向となり、出店荒しについては減少傾向にある。

過去10年間の乗り物盗の推移は、第9図のとおりである。

各手口ともに、多少の起伏はあるものの、年々減少傾向にある。

第9図 乗り物盗 手口別 認知件数の推移



過去10年間の非侵入盗の推移は、第10図のとおりである。

非侵入窃盗の各手口については平成25年以降増減はあるものの、いずれも減少傾向であったが、令和4年は車上ねらい及びひったくりは前年より増加し、万引き、部品ねらい及びすりは前年より減少した。



第10図 非侵入盗 主要手口別 認知件数の推移

【検挙事例】

中・西讃における連続車上ねらい窃盗事件(高松西署) 高松市内等における連続非侵入窃盗事件(高松南署)

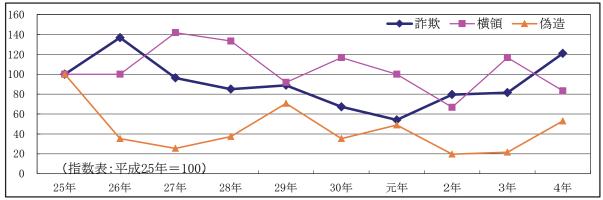
工 知能犯

令和4年中の知能犯の認知件数は第9表のとおり449件で、前年に比べ146件(48.2%)増加している。罪種別では、横領が4件(28.6%)減少し、詐欺が134件(48.2%)、偽造が16件(145.5%)それぞれ増加した。

				旡	97	文 九月	ib/li i	沁刀	十岁	(刈月	リート	し事文			
罪	量 種	別	令	和	4	年	令	和	3	年			増	減	
₹.	- 1里	נימ	Ţ	4.h	4	+	73	小日	J	+		件	数	%	
	総	数				449				303			146		48.2
詐		欺				412				278			134		48.2
横		領				10				14			\triangle 4	Δ	28.6
偽		造				27				11			16	1	45.5
汚		職													
あっ	せん利律	导処罰法													
背		任													

第 9 表 知能犯 認知件数 対前年比較

過去10年間の罪種別認知件数の推移は、第11図のとおりである。全ての罪種で増減を繰り返しているが、令和4年は詐欺及び偽造が前年より増加、横領が前年より減少した。



第11図 知能犯 罪種別 認知件数の推移

【検挙事例】

介護施設入居権名義貸しトラブル解決費用名目の架空料金請求詐欺事件(高松北署) 水産会社営業社員らによる多額業務上横領事件(丸亀署)

中国人詐欺グループによる電子マネーを不正利用した詐欺事件(高松南署・徳島県警合同) 元証券会社社員による詐欺事件(捜査第二課・琴平署)

才 風俗犯

令和4年中の風俗犯の認知件数は第10表のとおり84件で、前年に比べ20件(31.3%)増加した。

罪種別では、賭博は 4件(100.0%)減少し、わいせつは 24件(40.0%)増加している。また、わいせつのうち、重要犯罪である強制わいせつは 6件(20.7%)、わいせつ物頒布等は 7件(63.6%)それぞれ減少し、公然わいせつは 37件(185.0%)増加した。

	罪	種	別	1	令	和	4	年	令	和	3	年		増	減
	护	但	<i>ו</i> יס	J	Ţ	ŢΗ	4	+	Ţ	₹H	3	+-	件	数	%
	総		数					84				64		20	31.3
賭				博								4		\triangle 4	△ 100.0
わ	٧١		せ	つ				84				60		24	40.0
	強制	わ	γ· -	せつ				23				29		△ 6	△ 20.7
	公 然	わ	γ· ·	せつ				57				20		37	185.0
	わいも	とつ	物頒	布等				4				11		△ 7	△ 63.6

第10表 風俗犯 認知件数 対前年比較

過去10年間の罪種別認知件数の推移は、第12図のとおりである。

賭博は、平成28年に大きく増加したが、それ以降は増減を繰り返し、令和2年から増加傾向にあったが令和4年は減少した。重要犯罪である強制わいせつ及び公然わいせつは、ゆるやかに増減を繰り返していたが、令和4年は強制わいせつは前年より減少し、公然わいせつは前年より大幅に増加した。また、わいせつ物頒布については、増減を繰り返していたが令和4年は前年より減少した。

第12図 風俗犯 罪種別 認知件数の推移



【検挙事例】

高松市内における女子高校生被害の強制わいせつ致傷事件(高松南署) 高松市内における通行中の女性被害の強制わいせつ事件(高松北署)

三豊市内のコンビニエンスストアにおける女性店員被害の強制わいせつ事件(三豊署)

カその他の刑法犯

令和4年中の上記アからオに掲げる包括罪種以外の「その他の刑法犯」の認知件数は第11表のとおり907件で、前年に比べ146件(19.2%)増加した。

第11表 その他の刑法犯 認知件数 対前年比較

	罪	種	別		令	和	4	年	令	和	3	年		増	洞	
	ЭF	1至	/0.1		l1	7 H	7		l1	714	0	_	件	数		%
	総		数					907			,	761		146		19.2
占	有 離	脱り	物 横	領				274			4	230		44		19.1
公	務執	1、行	妨	害				22				19		3		15.8
住	居	1	曼	入				104				89		15		16.9
逮	捕	Ē	監	禁				2				1		1		100.0
略	取誘拐	· 人	、身壳	買				3				4		△ 1		△ 25.0
盗		品		等				6				3		3		100.0
器	物	損	壊	等				420			,	360		60		16.7
そ		の		他				76				55		21		38.2

構成比を主な罪種別にみると、器物損壊等が 420件でその他の刑法犯全体の 46.3%を占めており、以下、 占有離脱物横領 274件(30.2%)、住居侵入 104件(11.5%)等となっている。

【検挙事例】

女児被害の未成年者誘拐事件(高松北署) 女児被害の未成年者誘拐事件(高松西署)

(3) 全国からみた香川県の刑法犯発生(認知)状況

ア刑法犯発生(認知)状況

令和4年中の全国の刑法犯認知件数は第12表のとおり60万1,331件で、前年に比べ3万3,227件(5.8%)増加している。

第12表 都道府県別 刑法犯 認知件数

順位	府県名	認知件数	順位	府県名	認知件数	順位	府県名	認知件数
1	東京	78,475	17	栃木	8,883	33	宮崎	3,645
2	大阪	68,807	18	岡山	8,007	34	青森	3,462
3	埼玉	41,983	19	三重	7,647	35	和歌山	3,438
4	愛知	41,248	20	新潟	7,433	36	長崎	3,244
5	神奈川	36,575	21	福島	6,913	37	山梨	2,890
6	兵庫	33,018	22	滋賀	6,830	38	山形	2,885
7	千葉	32,728	23	沖縄	6,776	39	佐賀	2,861
8	福岡	28,773	24	長野	6,635	40	大分	2,794
9	北海道	19,604	25	愛媛	5,970	41	高知	2,723
10	茨城	15,986	26	奈良	5,251	42	福井	2,664
11	静岡	14,269	27	鹿児島	5,113	43	岩手	2,655
12	広島	12,147	28	熊本	4,944	44	徳島	2,256
13	京都	10,578	29	香川	4,173	45	鳥取	2,017
14	群馬	10,159	30	富山	3,929	46	秋田	1,871
15	宮城	9,897	31	山口	3,845	47	島根	1,834
16	岐阜	9,654	32	石川	3,842	全	国 計	601,331

全国総数に占める香川県の割合は 0.69%で前年より 0.02ポイント上昇し、認知件数の都道府県順位は 29位である。

認知件数を都道府県別にみると、東京都が 7万8,475件(全国総数に占める割合は13.05%)で最も多く、次いで大阪府 6万8,807件(11.44%)、埼玉県 4万1,983件(6.98%)、愛知県 4万1,248件(6.86%)、神奈川県 3万6,575件(6.08%)の順となり、これに兵庫県 3万3,018件(5.49%)を加えると上位6都府県だけで、全国の約半数の件数となる。

一方、認知件数の少ない県をみると、島根県 1,834件(0.30%)で最も少なく、次いで秋田県 1,871件(0.31%)、 鳥取県 2,017件(0.34%)、徳島県が 2,256件(0.38%)の順となっている。

四国では、愛媛県が 5,970件(0.99%全国25位)で最も多く、次いで、香川県 4,173件(0.69%全国29位)、高知県 2,723件(0.45%全国41位)、徳島県 2,256件(0.38%全国44位)の順となっている。

イ犯罪率からみた発生(認知)状況

令和4年中における全国の犯罪率(人口千人当たりの認知件数)は第13表のとおり 4.78で、前年に比べて 0.29ポイント上昇した。

また、香川県は4.32で、前年に比べ0.42ポイント上昇し、都道府県別順位は17位であった。

犯罪率を都道府県別にみると、大阪府が 7.82で最も高く、次いで兵庫県 6.02、東京都 5.69、埼玉県 5.68、福岡県 5.63、茨城県 5.53、愛知県 5.48の順であった。

全国平均を上回っている府県は、上記のほか、群馬県、千葉県、岐阜県、滋賀県である。

第13表 都道府県別 刑法犯 犯罪率

順位	府県名	犯 罪 率	順位	府県名	犯 罪 率	順位	府県名	犯 罪 率
1	大阪	7.82	17	香川	4.32	33	石川	3.42
2	兵庫	6.02	18	三重	4.28	34	新潟	3.40
3	東京	5.69	19	田田	4.26	35	宮崎	3.38
4	埼玉	5.68	20	京都	4.21	36	長野	3.23
5	福岡	5.63	21	神奈川	3.97	37	鹿児島	3.18
6	茨城	5.53	22	奈良	3.93	38	徳島	3.10
7	愛知	5.48	22	高知	3.93	39	山口	2.87
8	群馬	5.23	24	静岡	3.90	40	熊本	2.83
9	千葉	5.19	25	富山	3.79	41	青森	2.78
10	岐阜	4.84	26	北海道	3.78	42	島根	2.75
11	滋賀	4.83	27	福島	3.75	43	山形	2.73
12	栃木	4.57	28	和歌山	3.68	44	大分	2.47
13	沖縄	4.56	29	鳥取	3.66	45	長崎	2.46
14	愛媛	4.45	30	山梨	3.54	46	岩手	2.20
15	宮城	4.36	31	佐賀	3.52	47	秋田	1.96
15	広島	4.36	32	福井	3.47	全 国	平 均	4.78

注1 犯罪率は、人口1,000人当たりの認知件数である。

犯罪率の低い県をみると、秋田県が 1.96で最も低く、次いで、岩手県が 2.20、長崎県 2.46、大分県 2.47、山 形県 2.73の順となっている。

都道府県別で最も高い大阪府と最も低い秋田県では、4.0対1の格差がある。

四国では、愛媛県が 4.45(全国14位)で最も高く、次いで香川県 4.32(全国17位)、高知県 3.93(全国22位)、徳島県 3.10(全国38位)の順となっている。

² 犯罪率の算出に用いた人口は、総務省住民基本台帳(R4.1.1現在総数)による。

(4) 警察署別の刑法犯発生(認知)状況

ア 刑法犯発生(認知)状況

令和4年中における警察署別の認知件数は第14表のとおりで、高松北署が 1,210件(県下全体に占める割合は 29.00%)で最も多く、次いで丸亀署 686件(16.44%)、高松南署 657件(15.74%)、坂出署 383件(9.18%)、三 豊署 216件(5.18%)の順となっている。また、小豆署が 57件(1.37%)で最も少なく、次いで琴平署 93件(2.23%)、東かがわ署 98件(2.35%)の順となっている。

		217	14表 3		医犯 認知件数		ХΠ	罪 率
				認	知 件	数	犯	
	署	別			増	減		増減
					件数	%		(ポイント)
	総	数		4,173	372	9.8	4.38	0.42
東	カュ	が	わ	98	8	8.9	3.40	0.33
さ	8	ね	き	149	41	38.0	3.23	0.93
高	ħ	公	東	228	26	12.9	3.59	0.44
小			豆.	57	3	5.6	2.12	0.16
高	ħ	公	北	1,210	45	3.9	6.53	0.29
高	ħ	公	南	657	△ 41	△ 5.9	3.73	△ 0.24
坂			出	383	59	18.2	5.60	0.91
高	₹	公	西	165	39	31.0	3.45	0.84
丸			亀	686	42	6.5	4.21	0.28
琴			平	93	16	20.8	3.56	0.67
=			豊	231	66	40.0	3.71	1.10
観		左 言	寺	216	68	45.9	3.75	1.21

第14表 警察署別 刑法犯 認知件数 対前年比較

認知件数は、高松南署(41件5.9%)は減少し、高松南署を除く全ての警察署で増加した。特に観音寺署(68件45.9%)、三豊署(66件40.0%)、さぬき署(41件38.0%)、高松西署(39件31.0%)において大幅に増加している。

イ 犯罪率からみた発生(認知)状況

令和4年中における警察署別の犯罪率(人口千人当たりの認知件数)は、第14表のとおりで高松北署が 6.53 で最も高く、次いで坂出署 5.60の順となっている。県下の平均である 4.38を上回っているのはこの2署である。

一方、小豆署が 2.12で最も低く、次いで、さぬき署が 3.23、東かがわ署が 3.40となっている。

警察署別でみると、最も高い高松北署と最も低い小豆署では、3.1対 1の格差がみられる。

前年に比べ、犯罪率は高松南署を除くすべての警察署において増加している。

注1 犯罪率は、人口1,000人当たりの認知件数である。

² 犯罪率の算出に用いた人口は、総務省住民基本台帳(R4.1.1現在 外国人住民を除く。)による。

³ 警察署の管内人口は、令和4年1月1日現在の管轄区域とする。

(5) 市町別刑法犯発生(認知)状況

令和4年中における市町別の認知件数は、第15表のとおりである。

高松市が 2,050件(県下全体に占める割合は 49.1%)で最も多く、次いで丸亀市 446件(10.7%)、坂出市 257件(6.2%)、三豊市 231件(5.5%)及び観音寺市 217件(5.2%)の順となっており、市部が上位を占めている。

郡部では、宇多津町の 122件(2.9%)が最も多く、次いで多度津町 91件(2.2%)、綾川町 82件(2.0%)の順となっている。

また、前年に比べ、市部では、善通寺市で減少し、郡部では、土庄町、直島町の2町で減少している。

一方、前年と比べ増加したのは、観音寺市(48.6%)、三豊市(40.9%)、琴平町(38.1%)、綾川町(34.4%)など7市7町であった。

なお、市部と郡部別にみると、市部が 3,586件で全体の 85.9%を占め、郡部は 520件で 12.5%を占めている。(県外・不明が 67件で前年比較 32件(91.4%)増加)

前年に比べ占める割合は市部では 1.3ポイント下降し、郡部では 0..6ポイント上昇している。

					認	知	件	数					認	知	件	数
	市	町	別、			増	減	%	Ī	†i	町	別		増	減	%
香		JII		県	4,173		372	9.8	郡			剖	520		69	15.3
市				部	3,586		271	8.2	小		豆.	郡	56		2	3.7
	高	枢	,	市	2,050		16	0.8		土	庄	三町	22		\triangle 2	△ 8.3
	丸	亀	<u>.</u>	市	446		33	8.0		小	豆	島町	34		4	13.3
	坂	出	1	市	257		52	25.4	木		田	郡	74		6	8.8
	善	通	寺	市	139		△ 16	△ 10.3		Ξ	オ	こ 町	74		6	8.8
	観	音	寺	市	217		71	48.6	香		Ш	郡	1		\triangle 2	△ 66.7
	さ	ぬ	き	市	148		40	37.0		直	É	計 町	1		\triangle 2	△ 66.7
	東	かか	いわ	市	98		8	8.9	綾		歌	郡	204		22	12.1
	=	豊	Ė	市	231		67	40.9		宇	多	津 町	122		1	0.8
										綾	JI	町	82		21	34.4
									仲	多	ß	ま 郡	185		41	28.5
										琴	7	左 町	29		8	38.1
										多	度	津 町	91		22	31.9
										ま	λ O.	うり町	65		11	20.4
									県	外	•	不明	67		32	91.4

第15表 市町別 刑法犯 認知件数

3 犯罪の被害

令和4年中に認知した刑法犯による生命・身体の被害及び財産犯による財物の被害は次のとおりである。

(1) 生命・身体の被害状況

刑法犯により死亡又は負傷した被害者は、第16表のとおりである。前年と比較して死者は 4人で 6人(60.0%)減少し、負傷者は 181人で 37人(17.0%)減少している。

死者数を罪種別にみると、殺人が2人、傷害致死が1人となっており、故意犯が占める割合は75.0%である。

第16表 死傷被害者数

					×11. F.	70/0/10/1	1 11 29%				
罪種	別	平 成	30 年	令 和	元 年	令 和	2 年	令 和	3 年	令 和	4 年
	<i>D</i> 11	死 者	傷者	死 者	傷者	死 者	傷者	死 者	傷者	死 者	傷者
総数	攵	2	196	3	265	9	239	10	218	4	181
殺	人	1	5	2	5	2	3	3	2	2	3
強	盗		1		2		6				2
放	火		1					2			1
強制性交	き等		1		1		3		3		
傷害・同郅	致 死	1	184		249	1	221	1	205	1	166
恐	喝										
強制わいす	せつ		1		2		1		2		1
過失致	死							1			
過失傷	害		2		2				4		6
業務上過失致列	等医傷				1	3	3	3	2	1	2
逮捕監					1		2				
その	他		1	1	2	3					

(2) 財産の被害

令和4年中に認知した財産犯(強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領をいう。以下同じ。)の被害総額は約6億6千万円で、このうち現金の被害額は約5億2千万円(被害総額の78.3%)である。

第17表 財産犯の被害額

			/1/21/20 /	(1) 生元(7) 次日(6)		
	罪種別	平 成 30 年	令 和 元 年	令 和 2 年	令 和 3 年	令 和 4 年
総数	数(千円)	621,812	484,097	481,207	488,081	668,950
	うち)現金	485,318	374,256	351,238	338,331	523,539
強	盗	52	20,933	344	136	126
	うち)現金	51	19,970	128	136	125
恐	喝	4,574	5,832	4,685	3,807	5,939
	うち)現金	4,574	5,828	3,776	1,970	3,625
窃	盗	178,956	197,448	193,788	144,694	173,216
	うち)現金	79,878	103,341	91,962	89,901	54,750
詐	欺	355,032	236,623	256,308	298,531	468,376
	うち)現金	320,961	225,757	236,333	216,393	447,439
横	領	72,812	12,570	15,231	33,258	8,513
	うち)現金	72,728	11,734	11,016	24,796	8,041
占有	「離脱物横領	10,386	10,691	10,851	7,655	12,780
	うち)現金	7,126	7,626	8,023	5,135	9,559

(単位:千円)

罪種別の被害額は第17表のとおりで、詐欺が約4億6千837万円(被害総額の70.0%)と最も多く、次いで窃盗が約1億7千321万円(同25.9%)、占有離脱物横領が約1千278万円(同1.9%)、横領が約851万円(同1.3%)、恐喝が約593万円(同0.9%)、強盗が約12万円(同0.02%)の順となっている。前年に比べ、被害総額では約1億8千86万円増加している。

罪種別でみると、横領が約2千474万円(74.40%)、強盗が約1万円(7.35%)それぞれ減少しており、詐欺が約1億6千984万円(56.89%)、窃盗が約2千852万円(19.71%)、占有離脱物横領が約512万円(66.95%)、恐喝が約213万円(56.00%)増加している。また、罪種別の認知件数1件当たりの被害額をみると、横領212万円、詐欺178万円、恐喝53万円、窃盗38万円、占有離脱物横領6万円となっている。

4 検挙状況

(1) 概況

令和4年中の刑法犯の検挙状況は第18表のとおり、検挙件数 2,271件、検挙人員 1,435人で、前年に比べ検挙件数は 119件(5.0%)、検挙人員は 84人(5.5%) それぞれ減少している。

検 数 員 包括罪種別 増 減 増 減 令 和 令 和 令 和 令 和 4 年 3 年 件 数 4 年 3 年 % % 数 総 数 2,271 2,390 \triangle 119 \triangle 5.0 1,435 1,519 \triangle 84 \triangle 5.5 X 悪 犯 25 36 \triangle 11 \triangle 30.6 28 28 \triangle 5.7 \triangle 28 犯 314 333 \triangle 19 321 349 \triangle 8.0 粗 窃 盗 犯 1,252 1,320 \triangle 68 \triangle 5.2 683 707 \triangle 24 \triangle 3.4 \triangle 50 \triangle 17.7 107 知 能 犯 232 282 105 1.9 風 俗 犯 54 63 \triangle 9 \triangle 14.3 37 65 \triangle 28 \triangle 43.1 そ 394 10.7 259 265 \triangle 2.3 \mathcal{O} 他 356 38 \triangle 6

第18表 刑法犯 検挙状況 対前年比較

(2) 罪種別にみた検挙状況

ア凶悪犯

重要犯罪の中心である凶悪犯の令和4年中の検挙状況は第19表のとおり、検挙件数 25件、検挙人員 28人で、前年に比べ検挙件数は 11件(30.6%)減少し、検挙人員は 前年と同数であった。

			>1V = - > C	7,0.40	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	1133 1 = 151			
		検	挙	件	数	検	挙	人	員
罪	種 別	令 和	令 和	増	減	令 和	令 和	増	減
		4 年	3 年	件 数	%	4 年	3 年	人数	%
総	数	25	36	△ 11	△ 30.6	28	28		
殺	人	4	6	\triangle 2	△ 33.3	4	5	\triangle 1	△ 20.0
強	盗	5	3	2	66.7	7	4	3	75.0
放	火	7	10	△ 3	△ 30.0	5	6	\triangle 1	△ 16.7
強制	性交等	9	17	△ 8	△ 47.1	12	13	\triangle 1	△ 7.7

第19表 凶悪犯 検挙状況 対前年比較

罪種別にみると、件数は強盗が増加し、殺人、放火及び強制性交等は減少した。人員は強盗が増加し、殺人、放火及び強制性交等で減少した。

イ粗暴犯

令和4年中の粗暴犯の検挙状況は第20表のとおり、検挙件数 314件、検挙人員 321人で、前年に比べ検挙件数は 19件(5.7%)、検挙人員は 28人(8.0%) それぞれ減少している。

罪種別にみると、件数、人員ともに脅迫が増加している。

					$\frac{1}{2}$	2042 祖:	來化 恢手	1/1/1/L X) F	川十九収			
					検	挙	件	数	検	挙	人	員
	罪	種	別		令 和	令 和	増	減	令 和	令 和	増	減
					4 年	3 年	件 数	%	4 年	3 年	人数	%
	総		数		314	333	△ 19	△ 5.7	321	349	△ 28	\triangle 8.0
凶	器	準 備	集	合								
暴				行	105	111	\triangle 6	\triangle 5.4	96	107	△ 11	\triangle 10.3
傷				害	153	173	△ 20	△ 11.6	176	196	△ 20	\triangle 10.2
脅				迫	45	36	9	25.0	39	32	7	21.9
恐				喝	11	13	\triangle 2	△ 15.4	10	14	\triangle 4	△ 28.6

第20表 粗暴犯 検挙状況 対前年比較

ウ窃盗犯

令和4年中の窃盗犯の検挙状況は第21表のとおり、検挙件数 1,252件、検挙人員 683人で、前年に比べ検 挙件数は 68件(5.2%)、検挙人員は 24人(3.4%) それぞれ減少している。

侵入盗、乗り物盗、非侵入盗に大別してみると、件数は乗り物盗が増加し、人員は侵入盗及び乗り物盗が増加している。

					/	1414 切员	盆犯 恢争	1八亿 刈月	一十九权			
					検	挙	件	数	検	挙	人	員
	手	\Box	別		令 和	令 和	増	減	令 和	令 和	増	減
					4 年	3 年	件 数	%	4 年	3 年	人数	%
	総		数		1,252	1,320	△ 68	\triangle 5.2	683	707	△ 24	\triangle 3.4
侵		入		盗	177	207	△ 30	\triangle 14.5	43	42	1	2.4
乗	り		物	盗	87	81	6	7.4	59	42	17	40.5
非	侵		入	盗	988	1,032	△ 44	△ 4.3	581	623	△ 42	△ 6.7

第21表 窃盗犯 檢举狀況 対前年比較

工 知能犯

令和4年中の知能犯の検挙状況は第22表のとおり、検挙件数 232件、検挙人員 107人で、前年に比べ検挙件数は 50件(17.7%)減少し、検挙人員は 2人(1.9%)増加している。

罪種別にみると、件数は詐欺及び横領が減少、偽造が増加した。人員は、詐欺及び横領が減少し、偽造が増加している。

				- 1	1001X /FI	12 4	V + D = . 4 .14	* 1 · = 12 ·			
				検	挙	件	数	検	挙	人	員
	罪	種	別	令 和	令 和	増	減	令 和	令 和	増	減
				4 年	3 年	件 数	%	4 年	3 年	人数	%
	総		数	232	282	△ 50	△ 17.7	107	105	2	1.9
詐			欺	195	257	\triangle 62	△ 24.1	87	89	$\triangle 2$	\triangle 2.2
横			領	9	14	\triangle 5	△ 35.7	9	11	\triangle 2	△ 18.2
偽			進	28	11	17	154.5	11	5	6	120.0
汚			邗								
あ	っせん	ノ利律	导処罰法								
背			任								

第22表 知能犯 検挙状況 対前年比較

才 風俗犯

令和4年中の風俗犯の検挙状況は第23表のとおり、検挙件数 54件、検挙人員 37人で、前年に比べ検挙件数は 9件(14.3%)、検挙人員は 28人(43.1%) それぞれ減少した。

罪種別にみると、賭博、わいせつともに件数、人員とも減少した。

								第23	表 .	11日の	せ 検	至 次	况 对則	丰比	段				
								検		挙	件	1	数		検		挙	人	員
	罪		種		別		令	和	令	和		増	減	台	和	令	和	増	減
							4	年	3	年	件	数	%	4	年	3	年	人数	%
	糸	忩		数				54		63		\triangle 9	△ 14.3	3	37		65	△ 28	△ 43.1
賭						博				4		\triangle 4	△ 100.0)			16	△ 16	△ 100.0
わ	,	い		せ		J		54		59		\triangle 5	\triangle 8.5	5	37		49	\triangle 12	\triangle 24.5
	強	制	わ	11	せ	つ		25		28		\triangle 3	\triangle 10.7	7	21		27	\triangle 6	\triangle 22.2
	公	然	わ	11	せ	J		24		18		6	33.3	3	12		15	\triangle 3	\triangle 20.0
	わし	ヽせ	:つ	物分	頂布	等		5		13		\triangle 8	\triangle 61.5	5	4		7	\triangle 3	△ 42.9

第23表 風俗犯 検挙状況 対前年比較

カその他の刑法犯

令和4年中の「その他の刑法犯」の検挙状況は第24表のとおり、検挙件数 394件、検挙人員 259人で、前年に 比べ検挙件数は 38件(10.7%)増加し、検挙人員は 6人(2.3%)減少している。

罪種別にみると、件数は占有離脱物横領及び略取誘拐・人身売買が減少し、人員は占有離脱物横領、逮捕 監禁、略取誘拐・人身売買及び器物損壊等が減少した。

第24表 その他の刑法犯 検挙状況 対前年比較

						検	挙	件	数	検	挙	人	員
	罪	禾	重	別		令 和	令 和	増	減	令 和	令 和	増	減
						4 年	3 年	件 数	%	4 年	3 年	人数	%
	総	Ź	娄	ţ		394	356	38	10.7	259	265	\triangle 6	\triangle 2.3
占	有	雛 月	兑 物	横	領	133	137	$\triangle 4$	$\triangle 2.9$	113	121	△ 8	\triangle 6.6
公	務	執	行	妨	害	22	19	3	15.8	14	13	1	7.7
住	J	居	侵		入	61	51	10	19.6	22	22		
逮	į	甫	監		禁	2	2			3	4	△ 1	△ 25.0
略	取 誘	拐	· 人	身 売	買	2	4	△ 2	△ 50.0		6	△ 6	△ 100.0
盗		1	111111111111111111111111111111111111111		等	5	3	2	66.7	5	3	2	66.7
器	物	ŧ	員	壊	等	95	87	8	9.2	39	42	△ 3	△ 7.1
そ		0	ク		他	74	53	21	39.6	63	54	9	16.7

(3) 年齢別にみた犯罪

ア年齢層別犯罪者率

第25表 年齢層別 刑法犯 検挙人員・犯罪者率の推移

	区	分	平成24年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
4	総数	検挙人員	2,558	1,595	1,536	1,592	1,519	1,435
η	応 奴	犯罪者率	29.99	19.15	18.53	18.87	18.60	17.70
1./	~ 19 歳	検挙人員	555	190	176	124	107	124
14	19 成	犯罪者率	100.32	34.79	32.87	23.99	20.87	24.27
20	~ 29 歳	検挙人員	383	236	245	259	277	206
20	∠9 成	犯罪者率	46.03	30.80	31.74	32.05	37.73	28.26
20	~ 39 歳	検挙人員	331	193	241	227	223	176
30	. 39 成	犯罪者率	26.76	19.31	24.89	22.91	23.85	19.40
10	~ 49 歳	検挙人員	318	290	264	261	282	242
40	70 49 成	犯罪者率	26.22	21.66	19.89	19.32	21.83	19.32
ΕO	~ 59 歳	検挙人員	259	199	162	231	197	191
50	70 59 成	犯罪者率	21.48	17.84	14.51	19.92	17.00	16.07
GO.	歳以上	検挙人員	712	487	448	490	433	496
00	成以上	犯罪者率	20.41	13.66	12.54	13.57	12.25	14.09
	65 歳	検挙人員	525	413	388	400	354	415
	以上	犯罪者率	19.96	13.93	13.05	13.24	11.90	14.00

注1 年齢は、犯行時の年齢による。 2 犯罪

² 犯罪者率は、当該年齢層人口1万人当たりの検挙人員である。

³ 犯罪率の算出に用いた人口は、総務省住民基本台帳(各年10月1日現在)による。

[※]令和2年については、国勢調査が行われたため不詳保管値を使用した。

令和4年中の刑法犯検挙人員 1,435人を犯行時の年齢によって分類し、各年齢層別の犯罪者率(当該年齢層人口1万人当たりの検挙人員をいう。以下同じ。)で表したのが第25表である。

令和4年の各年齢層を通しての犯罪者率の平均は17.70で、年齢層では20歳代が28.26で平均の1.5倍以上の高率を示して最も高く、その占める割合も14.4%となっている。また、令和4年の各年代別の「犯罪者率」を平成24年と比較すると、全体的に減少しているが、令和3年と比較すると、19歳以下と65歳以上の率は増加している。

イ 年齢と犯罪態様

令和4年中の刑法犯検挙人員について、各年齢層別にその犯した犯罪を包括罪種別に分類してみると第26表のとおりであり、窃盗犯について分類したものが第27表である。

		7,120-20 1	11767		- 四月列 (王/971)	1/2/27	
年齢層別	総数	凶 悪 犯	粗暴犯	窃 盗 犯	知 能 犯	風 俗 犯	その他
総数	100.0	1.95	22.37	47.60	7.46	2.58	18.05
14~19歳	100.0	1.61	33.06	41.94	4.03	4.84	14.52
20~29歳	100.0	1.94	25.24	33.01	13.59	4.37	21.84
30~39歳	100.0	3.41	33.52	30.68	14.20	2.84	15.34
40~49歳	100.0	2.89	25.21	41.32	7.44	2.89	20.25
50~59歳	100.0	3.14	26.70	40.84	7.33	2.62	19.37
60~64歳	100.0	2.47	16.05	49.38	2.47	2.47	27.16
65 歳 以 上	100.0	0.24	10.60	70.12	3.61	0.72	14.70

第26表 年齢層別 刑法犯 検挙人員の包括罪種別構成比

これによると、どの年代も罪種の散らばりが広く、犯罪が多様であることを示している。また、若年者層及び高齢者層ほど窃盗犯への偏りが大きい。手口別にみると、侵入盗は20歳代、乗り物盗は14歳から19歳、非侵入盗は65歳で割合が高くなっている。特に万引きは、50歳代と65歳以上の割合が高くなっている。

		27表 牛ണ僧)	列 窃监》	U 検挙人貝(ノ土安于し	別悔成以		
F 154 F1	AN 181	侵 入	盗	乗り	物	盗	非 侵	入盗
年 齢 別	総数		うち)		うち)	うち)		うち)
			空き巣		オートバイ盗	自転車盗		万引き
総数	100.0	6.32	1.76	8.68	0.59	7.35	85.00	54.41
14~19歳	100.0	7.69	1.92	30.77	7.69	23.08	61.54	36.54
20~29歳	100.0	16.18	2.94	16.18		14.71	67.65	22.06
30~39歳	100.0	14.81	1.85	7.41		5.56	77.78	37.04
40~49歳	100.0	8.16	3.06	11.22		10.20	80.61	51.02
50~59歳	100.0	5.13	1.28	5.13		5.13	89.74	64.10
60~64歳	100.0	2.56		10.26		10.26	87.18	53.85
65 歳以上	100.0	2.41	1.37	3.09		2.41	94.50	67.01

第27表 年齢層別 窃盗犯 検挙人員の主要手口別構成比

(4) 女性の犯罪

令和4年中の刑法犯検挙人員 1,435人のうち女性は第28表のとおり 325人で、前年に比べ 39人(10.70%)減少し、刑法犯検挙人員に占める割合は 22.65%で 1.31ポイント下降している。

	区	分		平成24年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
検	挙	人	員	670	378	344	376	364	325
犯	罪	者	率	14.94	7.37	6.75	7.43	7.24	6.53
全を	策挙人 女性の		占 め %)	26.19	23.70	22.40	23.62	23.96	22.65
, , , ,	法 犯 ル 盆 犯 の		かる %)	80.15	76.98	66.28	67.02	64.01	63.08

第28表 刑法犯 検挙人員(女性)の推移

注1 犯罪率の算出に用いた人口は、総務省住民基本台帳(R4.1.1現在 外国人住民を除く。)による。

				第49 次)	刑伝犯 快争八	貝の包括非性	力! 1生力! 1再及!	L	
	区 分	総	数	凶 悪 犯	粗暴犯	窃 盗 犯	知 能 犯	風俗犯	その他
	総数	10	0.0	1.95	22.37	47.60	7.46	2.58	18.05
<u>!</u>	男 性	Ė 10	0.0	2.34	25.50	43.06	7.48	3.24	18.38
7	女 性	E 10	0.0	0.62	11.69	63.08	7.38	0.31	16.92
	成。	10	0.0	0.64	10.86	63.90	7.35	0.32	16.93
	少生	F 10	0.0		33.33	41.67	8.33		16.67

第29表 刑法犯 検挙人員の包括罪種別 性別 構成比

女性の刑法犯検挙人員を包括罪種別に分類すると、第29表のとおり、窃盗犯が 63.08%(男性の場合は、43.06%)と大部分を占めている。

第2 特別法犯

1 検挙状況の概況

令和4年中における特別法犯の検挙状況は第30表のとおり、検挙件数 697件、検挙人員 513人(うち少年 42人)で、前年に比べ検挙件数は 75件(12.1%)増加し、検挙人員は 7人(1.3%)減少している。

主な違反法令別にみると、次のとおりである。

検挙件数では廃棄物処理法 128件で最も多く、次いで、迷惑防止条例 89件、銃刀法 80件、軽犯罪法 72件、 大麻取締法 64件の順となっている。

前年に比べ、軽犯罪法 24件(50.0%)、銃刀法 15件(23.1%)、商標法 9件(64.3%)等の違反が増加し、廃棄物処理法 23件(15.2%)、迷惑防止条例 8件(8.2%)、大麻取締法 6件(8.6%)等の違反が減少している。

また、同じく検挙人員では、軽犯罪法 24人(51.1%)、銃刀法 13人(24.5%)等の違反が増加し、廃棄物処理法 33人(20.0%)、大麻取締法 15人(22.4%)、迷惑防止条例 10人(18.5%)等の違反が減少している。

【検挙事例】

参議院議員通常選挙における公職選挙法違反(投票偽造)事件(捜査第二課・観音寺署) ぱちんこ台の不正改造による風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法違反事件 (生活環境課・高松南署・坂出署)

介護士によるフリーマーケットサイトを利用した商標法違反事件(生活環境課・琴平署) ベトナム人技能実習生による合成麻薬MDMA密輸事件(捜査第二課・高松北署)

第30表 特別法犯 検挙件数·検挙人員 対前年比較

注 	検	挙 件	数	検	挙 人	員	うち) 少	年
法 令 別		増減	%		増減	%	, ,	増減	%
総数	697	75	12.1	513	△ 7	△ 1.3	42	△ 14	△ 25.0
公職選挙法	2	2		3	3				
入 管 法	7	4	133.3	3	$\triangle 1$	△ 25.0			
軽 犯 罪 法	72	24	50.0	71	24	51.1	14	4	40.0
迷惑防止条例	89	△ 8	△ 8.2	44	△ 10	△ 18.5	6		
風営適正化法	1			3	2	200.0			
売 春 防 止 法		△ 1	△ 100.0		△ 1	△ 100.0		△ 1	△ 100.0
児 童 福 祉 法	1			1					
青少年保護育成条例	19	3	18.8	10			1	\triangle 5	△ 83.3
児童買春・児童ポルノ法	43	6	16.2	20			5	△ 10	△ 66.7
貸 金 業 法	1	1		1	1				
銃 刀 法	80	15	23.1	66	13	24.5		△ 1	△ 100.0
麻薬等取締法	1	$\triangle 1$	△ 50.0	3	1	50.0	2	2	
大 麻 取 締 法	64	\triangle 6	\triangle 8.6	52	△ 15	\triangle 22.4	12	2	20.0
覚醒剤取締法	46			31	△ 5	△ 13.9			
毒劇物法		△ 1	△ 100.0		△ 1	△ 100.0			
廃棄物処理法	128	△ 23	△ 15.2	132	△ 33	△ 20.0	1	△ 3	△ 75.0
商 標 法	23	9	64.3	3					
そ の 他	120	51	73.9	70	15	27.3	1	△ 2	△ 66.7

2 事件別検挙状況

特別法犯について、風俗営業、売春、銃砲刀剣類、薬物等に係る事犯の検挙状況をみると、その概況は次のとおりである。

(1) 風俗営業関係事犯

令和4年中における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」という。)の 違反及び風営適正化法に規定する営業に係る法令違反の検挙は、検挙件数 1件、検挙人員 3人である。前年 に比べ検挙件数は、前年と同数、検挙人員は 1人(50.0%)増加している。

検挙件数を違反法令別にみると第31表のとおり、風営適正化法 1件となっている。

第31表 風俗営業等関係事犯 違反法令別 検挙件数

	法	令	別		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	総	Ż	数		14	15	8	1	1
風	営	適	正 化	法	14	11	7	1	1
労	働	基	準	法					
売	春	防	止	法		3			
児	童	福	祉	法					
職	業	安	定	法		1			
そ		の		他					

次に、風営適正化法違反 1件について、営業の業態及び違反の態様を見ると第32表のとおり、業態別では 風俗営業 1件となっている。

第32表 風営適正化法 違反態様別 検挙件数

	区	分	糸	総 数	無許可営 業	名義貸し	客引き	年少者 使 用	18歳未満客立 ち入らせ行為	20 歳未満 酒類等提供	営 業 禁 止 区域内営業	その6	也
	総	数		1									1
風	俗	営	É	1									1
特兌	三遊興食	欠食店営	業										
性儿	虱俗牛	寺殊 営 🤅	É										
飲	食品	5 営 🖠	É										
そ	0	り 有	乜										

(2) 売春関係事犯

令和4年中における売春関係事犯の検挙状況は、検挙件数、検挙人員ともに計上がなかった。 検挙件数を違反態様別にみると第33表のとおり、計上なしである。

第33表 売春関係事犯 検挙件数

	法	令	別		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	総		数		1	4	2	1	
売	春	防	止	法	1	3	1	1	
	勧	誘		等	1		1	1	
	周	旋		等		1			
	脅迫、	暴行に	よる	売春					
	売	春	契	約		1			
	場	所	提	供		1			
	場	折 提	供	業					
刑				法			1		
職	業	安	定	法		1			
児童	重買春	・児童	ポル	ノ法					

また、売春勧誘事犯を除くいわゆる売春助長事犯の検挙人員は、第34表のとおり計上なしである。

第34表 売春助長事犯 被疑者職業別 検挙人員

	[X		分			平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	ń	総		数							
風		俗		営		業					
性	風	俗	特	殊	営	業					
飲	食		店	崖	1	業					
そ			の			他					

(3) 銃砲刀剣類事犯

令和4年中における銃砲刀剣類所持等取締法(以下「銃刀法」という。)に係る違反の検挙状況は、検挙件数は 80件、検挙人員は 66人で、前年に比べ件数は 15件(23.1%)、人員は 13人(24.5%) それぞれ増加した。

対象物件別に検挙件数をみると第35表のとおり、その他の刃物が65件で最も多く全体の81.3%を占めており、以下サバイバルナイフ5件(6.3%)、銃砲4件(5.0%)、となっている。

第35表 銃刀法 違反対象物件別 検挙件数

						7,700 27 3,0741	- ZESCS13010	件別 使争件数		
	対	象	物	別		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
		総	类	女		55	55	80	65	80
銃					砲	7	9	7	7	4
	拳				銃	2	4	4	1	
	ラ	イ	フ	ル	銃					
	散		弾		銃	2	5	2	4	4
	空		気		銃	2		1	2	
	そ		Ø		他	1				
拳		銃	実	•	包	1	1	1		
拳		銃	部	,	묘		1			
刀		乡	削		類	1	1	1	2	3
			刀			1		1	1	1
	剣	•	そ	Ø	他		1		1	2
ス	ポ	<u> </u>	ツ ナ	イ	フ			1		
サ	バッ	イバ	ルフ	ナイ	フ	2	1	1	4	5
そ	の	他	Ø	刃	物	41	38	69	46	65
模		造	拳		銃	1	1			
模	凒	i ,	刀	剣	類	2	3		6	3
違	反	対 象	物(- 牛 な	l					

次に、押収した銃砲刀剣類等の数をみると、第36表のとおり、散弾銃 2丁、刀剣類 3本、サバイバルナイフ 9本、その他の刃物 121本を押収している。

第36表 銃刀法 違反対象物件別 押収状況

	4.1	Æ	d./	пп		五 4 00 年	^ ~ - F	A 1- 0 F	۸ t. o E	A To 4 F
	対	象	物	別		平成30年	令 和 元 年	令和2年	令和3年	令和4年
		総	娄	女		66	114	147	67	137
銃					砲	6	2		2	2
	拳				銃					
	ラ	イ	フ	ル	銃					
	散		弾		銃	3	2			2
	空		気		銃	2			1	
	そ		Ø		他	1			1	
拳		銃	実	:	包	7	61	49	1	
拳		銃	部		묘		3			
刀		Í	削		類	2		6	2	3
			刀			2		6	1	1
	剣	•	そ	の	他				1	2
ス	ポ	<u> </u>	ツ ナ	イ	フ			1		
サ	バ・	イバ	ル、	ナイ	フ	4	1		4	9
そ	の	他	の	刃	物	43	43	91	50	121
模		造	拳	;	銃	3	1			
模	造	ŧ ,	刀	剣	類	1	3		8	2

注 拳銃については、統計原票で計上しない。

(4) 薬物事犯

令和4年中における薬物事犯の検挙状況は第37表のとおりで、大麻取締法違反が検挙件数 64件、検挙人員52人、覚醒剤取締法違反が検挙件数 46件、検挙人員31人、麻薬等特例法違反が検挙件数 5件、検挙人員4人、麻薬等取締法違反が検挙件数1件、検挙人員3人となっている。

検挙件数を違反法令別に前年と比べると、大麻取締法違反は 6件(8.6%)、麻薬等取締法違反は 1件(50.0%) それぞれ減少し、覚醒剤取締法違反は前年と同数、麻薬等特例法違反は 3件(150.0%) 増加した。

第37表 薬物事犯 検挙件数及び検挙人員

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	件 数	107	96	126	120	116
心	人員	74	64	99	107	90
麻薬等取締法	件 数	2	6	1	2	1
	人員		3	1	2	3
あ へ ん 法	件 数					
W N K	人員					
大 麻 取 締 法	件 数	26	29	54	70	64
八 州 収 邢 仏	人員	20	19	47	67	52
覚醒剤取締法	件 数	78	56	65	46	46
見胜別以邢伝	人員	54	40	45	36	31
麻薬等特例法	件 数	1	5	6	2	5
M 来 寺 付 例 伝	人員		2	6	2	4

検挙人員を前年と比較してみると、大麻取締法違反は 15人(22.4%)、覚醒剤取締法違反は 5人(13.9%)それぞれ減少し、麻薬等特例法違反は 2人(100.0%)、麻薬取締法違反は 1人(50.0%)それぞれ増加している。また、令和4年中に押収した薬物の数量は、第38表のとおりで、乾燥大麻は 26g(12.2%)、覚醒剤は 7g(140.0%)、大麻草は 3本(前年計上なし)それぞれ増加し、LSDは前年と同数、MDMAは 2,462錠(100.0%)、大麻食品は 19g(100.0%)、電子たばこ用大麻濃縮物は 2g(66.7%)、大麻たばこ 4g(100.0%)それぞれ減少している。

第38表 薬物押収状況

	区		分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
L		S]) (翁		137		1	1
コ	カ	/	1	/ (g)	191			
合	成	屏	朱	薬 (g)				
M	D	N	Л	A (銗		38,383		2,462	
大	麻	桂	封 月	盲 (g)	2	2		
大	麻	た	ば	_ (g)			4	
乾	燥	J	t p	麻 (g) 247	59	544	213	239
大		麻	-	算 (g)				
人		M		- (本	49	32	95		3
大		麻	Ì	夜 (c		157	2		
電子	たばこ	用大	麻濃縮	物 (g)			3	1
その	の他の	大麻	濃縮物	勿 (g)				
大	麻	1	E	п (g)			19	
				(g) 37	8	17	5	12
覚		醒	3	削 (ce					
				(鈁	192	1			
あ		^	/	~ (本	<u> </u>				

第3 少年犯罪

1 犯罪少年

(1) 重要犯罪·重要窃盗犯

令和4年中に重要犯罪・重要窃盗犯で検挙された犯罪少年は、第39表のとおりである。

増 減 区 分 令 和 4 年 令和3年 数 % 要 3 重 罪 7 4 75.0 犯 殺 人 強 盗 放 火 1 1 強制性交等 1 1 略取誘拐・人身売買 強制わいせつ 5 3 2 66.7 3 重 要 窃 盗 4 1 33.3 犯 3 侵 1 入 盗 4 33.3 住宅対象 2 1 1 100.0 そ \mathcal{O} 2 2 他 動 盗 自 車 ひったく ŋ

第39表 重要犯罪·重要窃盗犯 犯罪少年 検挙人員 対前年比較

重要犯罪は7人で、前年に比べ3人(75.0%)増加しており、重要犯罪の検挙人員全体に占める少年の割合は14.3%を占めている。

罪種別にみると、放火が1人、強制性交等が1人、強制わいせつが5人となっている。

重要窃盗犯は4人で、前年に比べ1人(33.3%)増加しており、重要窃盗犯の検挙人員全体に占める少年の割合は7.8%を占めている。

手口別にみると、侵入盗が4人(住宅対象の手口2人、住宅対象以外の2人)となっている。

(2) 全刑法犯

令和4年中に刑法犯で検挙された犯罪少年は、第40表のとおり120人で、前年に比べ18人(17.6%)増加している。

包括罪種別にみると、窃盗犯が 50人 (犯罪少年全体の 41.7%)で最も多く、次いで粗暴犯 40人 (33.3%)、風俗犯 6人 (5.0%)、知能犯 4人 (3.3%)の順となっている。なお、「その他の刑法犯」に分類される罪種で 18人 (15.0%)が検挙されているが、そのうち 4人 (3.3%)が住居侵入である。

前年に比べ、凶悪犯 1人(100.0%)、粗暴犯が 9人(29.0%)、窃盗犯が 3人(6.4%)及び風俗犯 1人(20.0%)が それぞれ増加し、知能犯 2人(33.3%)が減少している。

第40表 刑法犯 犯罪少年 包括罪種別 検挙人員 対前年比較

包	2 括	罪	種	別	令	和	4	年	令	和	3	年	増		減 %
	総		数					120				102]	8	17.6
区		悪		犯				2				1		1	100.0
粗		暴		犯				40				31		9	29.0
窃		盗		犯				50				47		3	6.4
知		能		犯				4				6	Δ	2	△ 33.3
風		俗		犯				6				5		1	20.0
そ	の他	しの	刑	法 犯				18				12		6	50.0

(3) 年齢別

令和4年中の刑法犯検挙人員のうち、犯罪少年を非行時の年齢別にみると、第41表のとおりで、17歳が33人で全体の27.5%を占めており、次いで16歳が19人(15.8%)、18歳18人(15.0%)、19歳18人(15.0%)、14歳17人(14.2%)の順となっている。

前年に比べ、17歳 17人(1016.3%)、19歳 6人(50.0%)がそれぞれ増加し、18歳は前年と同数で、14歳 2人(10.5%)、15歳 2人(11.8%)、16歳 1人(5.0%)がそれぞれ減少している。

第41表 刑法犯 犯罪少年 犯行時の年齢別 検挙人員 対前年比較

年	齢 別	令 和 4 年	令和3年	増	減
'	四 75.1	13 7H I 1	13 7H O 1		%
総	数	120	102	18	17.6
14	歳	17	19	△ 2	△ 10.5
15	歳	15	17	\triangle 2	△ 11.8
16	歳	19	20	△ 1	△ 5.0
17	歳	33	16	17	106.3
18	歳	18	18		
19	歳	18	12	6	50.0

次に年齢別検挙人員を当該年齢人口千人当たりの人口比でみたものが第42表である。

第42表 刑法犯 犯罪少年 非行時の年齢別 検挙人員 人口比

年	齢 別	検 挙 丿	、員	人	П	人	П	比
総	数		120		51,089			2.35
14	歳		17		8,275			2.05
15	歳		15		8,390			1.79
16	歳		19		8,217			2.31
17	歳		33		8,569			3.85
18	歳		18		8,902			2.02
19	歳		18		8,736			2.06

注 1 人口比は、人口1,000人当たりの検挙人員である。

年齢別にみると、17歳が3.85で最も高く、次いで16歳(2.31)、19歳(2.06)、14歳(2.05)、18歳(2.02)、15歳(1.79)の順となっており、最も高い17歳と最も低い15歳では約2.2対1の格差がみられる。

² 年齢別人口は、令和4年10月1日現在の推計人口である。

2 触法少年

令和4年中に刑法犯を犯して補導された触法少年は第43表のとおり61人で、前年に比べ26人増加した。

包括罪種別にみると、窃盗犯が 25人(触法少年全体の 41.0%)で最も多く、次いで粗暴犯 13人(21.3%)、知能 犯 4人(6.6%)となっており、「その他の刑法犯」に分類される罪種で 16人(26.2%)補導されているが、そのうち 10人(16.4%)が器物損壊等である。

前年に比べ、すべての罪種で増加しているが、特に粗暴犯が9人(225.0%)増加した。

減 包括罪種別 令和4年 令和3年 % 総 74.3 数 35 26 61 区 悪 犯 1 1 9 粗 暴 犯 13 4 225.0 窃 犯 25 21 盗 4 19.0 知 犯 4 4 能 風 2 2 俗 犯 その他の刑法犯 16 8 8 100.0

第43表 刑法犯 触法少年 包括罪種別 検挙人員 对前年比較

第4 暴力団犯罪

令和4年中における暴力団犯罪の検挙状況は、第44表のとおり、検挙件数は 148件、検挙人員は 89人で、前年に比べ検挙件数は 25件(20.3%)増加し、検挙人員は 14人(13.6%)減少している。

刑法犯と特別法犯に分けてみると、刑法犯は検挙件数 101件、検挙人員 64人で、検挙件数は 21件(26.3%)増加、検挙人員は 4人(5.9%)減少し、特別法犯は検挙件数 47件、検挙人員 25人で、検挙件数は 4件(9.3%)増加し、検挙人員は 10人(28.6%)減少している。

	区 分		令 和 4 年	令 和 3 年	増	減 %							
	総	数		件	数	148	123	25	20.3				
7	小心	女人		人	員	89	103	△ 14	△ 13.6				
刑	注	法		注	注 ×	注	犯	件	数	101	80	21	26.3
ניול	1.2			人	員	64	68	\triangle 4	△ 5.9				
特	別	沚.	法	犯	件	数	47	43	4	9.3			
าบ	נינג	14	OL.	人	員	25	35	△ 10	△ 28.6				

第44表 暴力団等犯罪 検挙件数·検挙人員 対前年比較

検挙人員を罪種(法令)別にみると、第45表のとおりである。

傷害が 26人(暴力団犯罪検挙人員全体の 29.2%)で最も多く、次いで覚醒剤取締法が 19人(21.3%)、詐欺が 9人(10.1%)、脅迫が 5人(5.6%)、恐喝が 5人(5.6%)、暴行が 4人(4.5%)、窃盗が 4人(4.5%)の順となっている。

【検挙事例】

六代目山口組傘下組織幹部組員らによる恐喝、恐喝未遂事件(捜査第二課・丸亀署)

第45表 暴力団等犯罪 罪種別 検挙人員 対前年比較

		202	1010) L31 -	子のピシト	・ タドイ里	ДIJ /		八貝	対 制 年 比 較 増	 減
	区 分		令	和	4	年	令	和	3 4	年	71	%
	総数					89			1	.03	△ 14	△ 13.6
刑	法	犯				64				68	△ 4	△ 5.9
	殺	人										
	強	盗				1				2	△ 1	△ 50.0
	放	火										
	強制性交	等								1	△ 1	△ 100.0
	暴	行				4				9	△ 5	△ 55.6
	傷	害				26				20	6	30.0
	脅	迫				5				3	2	66.7
	恐	喝				5				4	1	25.0
	窃	盗				4				7	△ 3	△ 42.9
	詐	欺				9				5	4	80.0
	偽	造										
	賭	博										
	公務執行妨	害				1				2	△ 1	△ 50.0
	住 居 侵	入				1				1		
	器物損壊	等				3				2	1	50.0
	その他の刑法	犯				5				12	△ 7	△ 58.3
特	別法	犯				25				35	△ 10	△ 28.6
	政治資金規制	法										
	軽 犯 罪	法				1					1	
	迷惑防止条	例										
	児 童 福 祉	法										
	青少年保護育成条	€例								1	△ 1	△ 100.0
	出資	法										
	貸 金 業	法										
	銃 刀	法								1	△ 1	△ 100.0
	麻 薬 等 取 締	法								1	△ 1	△ 100.0
	大 麻 取 締	法				3				8	△ 5	△ 62.5
	覚醒 剤取締	法				19				18	1	5.6
	廃 棄 物 処 理	法				1					1	
	その	他				1				6	△ 5	△ 83.3

第5 来日外国人犯罪

令和4年中における外国人犯罪のうち、来日外国人(我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者すなわち 永住権を有する者等や、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。)による犯罪の検挙状況は、第46 表のとおり、検挙件数 62件、検挙人員 32人で、検挙件数は 9件(17.0%)増加し、検挙人員は 9人(22.0%)減少した。

		214			快争状况					
		検	挙	件	数	検	挙	人	員	
	区 分		令 和	令 和	増	減	令 和	令 和	増	減
			4 年	3 年	件 数	%	4 年	3 年	件 数	%
	総数		62	53	9	17.0	32	41	\triangle 9	\triangle 22.0
刑		犯	38	42	\triangle 4	\triangle 9.5	23	32	\triangle 9	△ 28.1
	殺	人	1		1		1		1	
	強	盗								
	暴	行		1	$\triangle 1$	△ 100.0	1	3	\triangle 2	△ 66.7
	傷	害	2	5	\triangle 3	△ 60.0	1	4	\triangle 3	△ 75.0
	恐	喝								
	窃	盗	16	23	\triangle 7	△ 30.4	7	16	△ 9	△ 56.3
	詐	欺	3	7	\triangle 4	△ 57.1	7	4	3	75.0
	横	領								
	占 有 離 脱 物 横	領	2	2			2	2		
	その他の刑法	犯	14	4	10	250.0	4	3	1	33.3
特	別法	犯	24	11	13	118.2	9	9		
	入 管	法	7	3	4	133.3	3	4	\triangle 1	△ 25.0
	酩 酊 者 規 制	法								
	風 営 適 正 化	法		1	\triangle 1	△ 100.0				
	犯罪収益移転防止	法		1	\triangle 1	△ 100.0		1	△ 1	△ 100.0
	銃 刀	法	2		2		1		1	
	大 麻 取 締	法								
	覚 醒 剤 取 締	法								
	医薬品医療機器等		1		1		1		1	
	麻薬等特例	法		1	$\triangle 1$	△ 100.0		1	$\triangle 1$	△ 100.0
	その他の特別法			5	9	180.0	4	3	1	33.3
Ь				J						

第46表 来日外国人犯罪 罪種・法令別 検挙状況

過去10年間における来日外国人による犯罪の検挙状況は第47表のとおりで、平成25年から増加し続けていたが、平成29年から減少傾向となっていたところ、令和4年は再び増加した。

第47表 来日外国人犯罪 年次別 検挙状況 特 犯 総 刑 法 別 法 X 分 件 数 件 件 数 員 員 数 員 年 37 25 12 成 25 64 51 13 成 年 68 45 62 40 6 5 26 平 成 27 年 70 28 57 20 13 8 平 成 94 73 23 21 21 44 平 年 71 33 57 27 成 29 14 6 平 成 30 年 78 39 59 25 19 14 令 和 年 66 42 30 27 36 15 年 29 18 12 令 和 63 41 45 年 42 32 9 令 和 53 41 11 年 32 38 23 24 9 令 和 4 62